

## 「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準」の改正の概要について

令和4年5月26日付で、国土交通省の定める「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準」について一部改正があったことを受け、千葉県が定める「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準」について、所要の改正を行う。

### 1 主な改正内容について

#### (1) 廃棄物処理法違反に係る営業停止処分の強化

役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は15日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは7日以上の営業停止処分を行うこととする。